

第4章 方法書作成までの経緯

4.1 配慮書の概要

配慮書の手続き概要を表 4.1.1 に示す。

配慮書に対する住民等（環境の保全の見地からの意見を有する者）からの意見は 47 件（77 項目）であった。

表 4.1.1 配慮書手続の概要

項目	内容
公告日	令和 4 年 1 月 5 日（水）
縦覧期間	令和 4 年 1 月 5 日（水）～令和 4 年 2 月 4 日（金）
縦覧場所	長野県環境部環境政策課、長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課、松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課、安曇野市市民生活部環境課、塩尻市市民生活事業部生活環境課、山形村住民課、朝日村建設環境課
意見募集期間	令和 4 年 1 月 5 日（水）～令和 4 年 2 月 4 日（金）
意見提出先	松塩地区広域施設組合施設 1 課
意見書の提出件数	47 件（77 項目）
技術委員会	令和 4 年 1 月 13 日（木）、令和 4 年 2 月 17 日（木）
松本市長意見	令和 4 年 2 月 15 日（火）
安曇野市長意見	令和 4 年 2 月 14 日（月）
長野県知事意見	令和 4 年 3 月 18 日（金）

4.2 配慮書に対する意見と事業者の見解

配慮書に対する意見と事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.2.1 住民等の意見と事業者の見解

配慮書に対する住民等の意見は 47 件（77 項目）の提出があった。意見の概要と事業者の見解を表 4.2.1(1)～(9)に示す。

表 4.2.1(1) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

	配慮書の該当箇所		意見書の原文	意見書に対する事業者の見解
	章	項目 ページ		
意見書 1	1 章	1.6.3 施設整備の概要 1-9	事業実施想定区域内施設の今後について（食肉工場）立ち退きありきではなく、次の施設建設の道筋をつけてから進めていた いただきたい。	長野県の畜産事業については、当組合がお答えする立場ではないため、ここでは、環境影響評価配慮書の「工作物の配置案」について、当組合の考え方をお示しします。 環境影響評価の第1段階である配慮書作成は、工作物の複数案の配置について現時点で具体的な案はありません。事業実施想定区域内で、最も外側の箇所を複数調査することで、環境への影響度の最も大きい値を評価することができると、最南、最北、最西を調査・予測・評価の対象個所としています。 具体的な建設場所については、来年度策定予定の基本計画で検討を行います。
	1 章	1.6.4 実施予定期間 1-10	事業期間について 長野県食肉公社及び長野県農協直販と十分に話し合い、移転の目的が立つまでは計画をすすめないこと。	
—	その他	食肉工場の移転候補地について 移転候補地の紹介など誠意のある対応をすること。		
1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 建設候補地から食肉公社の敷地をはずしていただきたい。		
1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1.6.4 実施予定期間 1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 次の代替地が決まり、新たな食肉処理場の建設の目的がつくまで、食肉公社の利用ができるよう時期の延長をお願いしたい。		
意見書 4	1 章	1.6.3 施設整備の概要 1.6.4 実施予定期間 1.7.2複数案の設定 1-9～13	事業に係る工作物の配置に関する複数案の設定について（食肉工場）北側案が良いのでは。 食肉工場の移設には金額がかかり急に移設させるのは乱暴ではないか。 長野県の食肉事業の撤退を暗に示唆しているようで遺憾に思う。	
	—	その他	食肉工場の老朽化について 今の場所で今後永続的な稼働は不可能だと思うので、どこで、いつ、だが、どようにするべきか、お互い歩み寄りの中で答えを探してはいいかがか	
意見書 5	1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1.6.4 実施予定期間 1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 次の屠畜場施設が見つかるまでの存続を切にお願い申し上げます。	

表 4. 2. 1 (2) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 6	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 今後の食肉処理場の方向性と移転先が見つかるとは、現在の場所で営業を続けさせていただきますようご意見致します。	2 頁に記載のとおり
	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について ごみ処理施設建設候補地から外して頂きますようご意見致します。	
意見書 7	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 食肉公社の敷地を除外し、長野県の畜産業を守り、盛り上げていくよう な対応をしていただきたい。	
	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 今後の食肉処理場の方向性と移転先が見つかるとは、現在の場所で営業を続けさせていただきますようご意見致します。	
意見書 8	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地から外して頂きますよう要望致します。	
	—	その他	—	食肉処理施設について 施設の重要性と生産農家の意向をくみ取られ、現在の施設の存続を哀願 するもの。	
意見書 9	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 今後の食肉工場の方向性と移転先が見つかるとは、現在の場所で営業 を続けさせていただきますよう要望致します。	
	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について ごみ処理施設建設候補地から外して頂きますよう要望致します。	

表 4.2.1(3) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 1 1	1 章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 移転候補地が見つかるまでは公社の営業の存続を要望します。
	1 章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 共に良い形で構想を再考して建設までの時間の猶予と移転等の検討課題 に関する総合的な協議をいただきたく方向でもう一度ご検討頂きたく、 お願い申し上げます。
意見書 1 3	—	その他	—	食肉処理施設について 食肉関連施設の事業継続、または代替候補地の選定をお願いします。
意見書 1 4	1 章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 移転候補地が決定し、新施設の目的がたつまで現在の場所の事業継続を 許可して頂きますようお願いいたします。
意見書 1 5	1 章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。
意見書 1 6	1 章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。

2 頁に記載のとおり

表 4.2.1(4) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 17	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。
意見書 18	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望致します。
意見書 19	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画で定める令和12年度までは、現在の場所で屠畜 出来るようご配慮頂き、クリーンセンターの候補地を他の場所に設置い ただきようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった公社に対する令和6年度までの移設申請については、 撤回いただくよう要望いたします。
意見書 20	—	—	—	—
	—	その他	—	ごみ処理施設建設計画について（食肉工場に関連） 計画の見直しをお願いするとともに、時間をかけた協議を経て代替案の 作成をお願いしたいと要望いたします。
意見書 21	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 新しい施設が整うまでの間は現在の施設を活用できるよう検討をお願い します
	—	その他	—	食肉公社の今後について 食肉処理施設の移転・新設については、JAとしても最大限その実現に向 けて努力していく、組合構成市村に置かれても、移転・新設に向けご支援 をお願いします。

2頁に記載のとおり

表 4.2.1(5) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 22	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 新ごみ処理施設建設の西地区を候補地から外して下さい。	
意見書 23	—	その他	—	食肉公社の今後について 松本食肉公社を存続させ、常に新鮮な商品を提供できます様、ご配慮下さい。	
意見書 24	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所での屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。	
意見書 25	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった公社に対する令和6年度までの移設申請については、 撤回いただくよう要望いたします。	2 頁に記載のとおり
意見書 26	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所での屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。	
意見書 26	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった公社に対する令和6年度までの移設申請については、 撤回いただくよう要望いたします。	
意見書 26	—	その他	—	畜産事業について 信州ブランドの畜産物は、地元の食肉施設から提供できる体制とするべ き。	
意見書 26	—	その他	—	畜産事業について 酪農関係の廃用牛を扱う場所はどうか。	
意見書 26	—	その他	—	畜産事業について 県内養豚経営の出荷先の位置づけはどうか。	
意見書 26	—	その他	—	畜産事業について 家畜の日常管理で発生する事故畜を扱う場所はどうか。	

表 4.2.1(6) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 27	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 公社の今後の方向性や代替地が決定するまで、現在の場所と同規模の事 業を継続して頂きますよう要望致します。
	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について ごみ処理施設建設候補地から公社を除外して頂きますようお願いい たします。
意見書 28	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 代替え移転地の決定を待ってからにしてほしい。あるいは他の地に建設 することを強く望む。
	—	その他	—	ごみ処理施設建設事業に関して 唐突にごみ焼却施設のスケジュール感を発表することで松本の食肉公社 が廃止に追い込まれ、北信に想定外の負荷がかかるような状況は作らな いよう要望します。
意見書 29	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。
	—	その他	—	南信地域の食肉公社について 南信に食肉センターの施設を願います。 飯田食肉公社の廃業は何だったんですか。
意見書 30	—	その他	—	今後の畜産事業について 松本市・松塩地区広域施設組合・長野県・全農長野の4者での協議の検討 をお願いします。
	1章	1.6.4 実施予定 期間	1-10	事業期間について 実施予定の見直しの検討をすべき。
意見書 31	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 現在地でのローテーション建設方式の検討をお願い致します。
	—	その他	—	食肉工場の移転候補地について 代替地の斡旋、調整をお願い致します。

2頁に記載のとおり

表 4.2.1(7) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 32	—	その他	—	—	食肉処理施設について 現状のままの事業継続をお願いしたいと思います。
	—	その他	—	—	食肉処理施設について 県、中信地域の行政、生産者による食肉処理施設の今後についての話し合いの場を希望いたします。
意見書 33	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	—	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で開催出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくとご検討願います。
	—	その他	—	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請 については、撤回いただくとご要望します。
意見書 34	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	—	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で開催出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくとご検討願います。
	—	その他	—	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくとご要望します。
意見書 35	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置	1-6	—	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 是非でもクリーンセンターの建設候補地から食肉公社の敷地を外すよ うに切にいち畜産農家を営む者としてお願いしたいと思います。
意見書 36	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	—	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で開催出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくとご検討願います。
	—	その他	—	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請 については、撤回いただくとご要望します。

2頁に記載のとおり

表 4.2.1(8) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 37	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所以で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請 については、撤回いただくよう要望します。
意見書 38	—	その他	—	食肉公社の今後について できれば、現在の場所以で継続して屠場業務を行っていただきたい。
意見書 39	—	その他	—	食肉公社の土地返還について 短期間で移設しろという松本市の進め方は強引で一方的であると感じる。
意見書 40	—	その他	—	食肉公社の今後について 現在の場所以での継続営業を希望する。
意見書 41	—	その他	—	食肉公社の今後について 現在の場所以での継続営業を希望する。
意見書 42	1章	1.6.4 実施予定 期間	1-10	事業期間について 県内の食肉処理施設の方向性がつくまでの間、松本の施設利用をお願い致 します。
	1章	1.6.3 施設整 備の概要 1.7.2複数案の 設定	1-9、 1-11~13	事業に係る工作物の配置に関する複数案の設定について（食肉工場） 北側案、南側案で検討をお願い致します。
意見書 43	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 新規施設への移設の方向性が決定されるまで、現在の長野県食肉公社施 設を維持いただくようご配慮いただき、クリーンセンターの候補地を 他の場所に設置願います。

2頁に記載のとおり

表 4.2.1(9) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 44	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 新施設の建設までは、現在の場所できると音でござりますよう、クリーンセンター 候補地から除外いただきたきたく要望いたします。	
意見書 45	—	その他	—	ごみ処理施設計画について 畜産関係者に配慮した説明と計画を示していただきたきたい。	
意見書 46	1章	1.6.4 実施予定 期間	1-10	事業期間について 移転先で新たな食肉処理施設が設立するまで現在の場所での継続営業と したい。	
意見書 47	1章	1.6.2 事業実施 想定区域の位置 1.6.4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 新しい施設が整うまでの間は現在の施設を活用できるとござりますよう検討をお願い します。	2 頁に記載のとおり
	—	その他	—	食肉公社の今後について 食肉処理施設の移転・新設については、JAとしても最大限その実現に向 けて努力していく、組合構成市村に置かれても、移転・新設に向けご支援 をお願いします。	
	—	その他	—	ごみ処理施設計画について マスクミ報道により、県内生産者は不安を抱いている状況にあり、今後 その不安を解消するよう丁寧な説明をお願いします。	

4.2.2 知事意見と事業者の見解

配慮書に対する知事意見と事業者の見解を表 4.2.2(1)～(2)に示す。

表 4.2.2 (1) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
1	全般	<p>環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続においては、事業計画の詳細を可能な限り具体的なものにするとともに、事業計画を十分に踏まえ、適切な環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。</p> <p>また、地域に価値を創出する施設として、いわゆるポジティブアセスの観点から、良好な環境の創出に寄与する環境項目も積極的に選定すること。</p>	<p>方法書の事業計画の詳細は、現段階で可能な限り詳しく記述しました。準備書以降でも可能な限り事業計画の詳細を記述します。</p> <p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、現段階での事業計画を基に環境影響が大きくなるおそれのある場合を踏まえて選定しました。</p> <p>ポジティブアセスの観点から、ラーラ松本や周辺の自然と融合した環境学習機能を含む「平瀬環境エリア」の創出を「触れ合い活動の場」で扱います。また、焼却の余熱を利用したエネルギー回収・利用については「温室効果ガス等」の項目で扱います。</p>
2	全般	<p>方法書以降の手続においては、本事業が環境に与える影響について、地域住民が現況施設との差を容易に理解できるよう、調査、予測及び評価の結果を丁寧に記載し、分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>方法書以降において、事業が環境に与える影響について、地域住民が現況施設との差を容易に理解できるよう、調査、予測及び評価の結果を丁寧に記載し、分かりやすい図書となるよう努めます。</p>
3	全般	<p>事業計画の検討に当たっては、地域住民、関係市町村等から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、検討の経緯及び内容について、地域住民等に対する積極的な公開や丁寧な説明に努めること。</p>	<p>事業計画は、基本構想検討委員会により、地域住民の意見を取り入れながら、専門的・学術的見解も併せて検討してきました。今後も、検討の経緯及び内容を地元町会や町会長会で十分説明しながら、事業計画を策定していきます。</p>
4	事業計画	<p>事業計画の策定に当たっては、現況施設の排ガス等の測定値や周辺の現況調査の結果を踏まえ、現況の環境を悪化させることのない施設とするよう努めること。</p>	<p>事業計画の策定に当たっては、現況施設の排ガス等の測定値や周辺の現況調査の結果を踏まえ、現況の環境を悪化させることのない施設とするよう努めます。</p>
5	水質、水象	<p>地下の掘削を行う場合は、掘削に伴う排水などにより環境への影響が懸念されることから、方法書において地下水等を環境要素として選定し、事業計画を踏まえた適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>地下の掘削を行う可能性が高いため、方法書では水質及び地下水を環境要素として選定し、掘削に伴う排水などによる水生生物や地下水位、湧水へ影響を扱うこととしました。</p>

表 4.2.2 (2) 配慮書に対する知事の見解と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
6	植物、動物、生態系	<p>河川敷におけるアオハダトンボ、カラバタ、カラニガナなど、事業実施想定区域及びその周辺に希少種が生息・生育している可能性があることを踏まえ、「安曇野市版レッドデータブック」など、事業実施想定区域に隣接する安曇野市に関する文献も確認した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>「安曇野市版レッドデータブック」など安曇野市に関する文献も確認し、河川敷に生息・生育する希少種等に十分注意して調査を実施します。また、適切に予測・評価を行います。</p>
7	植物、動物、生態系	<p>事業実施想定区域周辺は、ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息地となっているため、生息環境の保全に十分配慮すること。</p> <p>また、方法書以降の手續においては、専門家等の助言を踏まえ、食草の分布等の必要な調査を行い、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。</p>	<p>ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息環境の保全に十分配慮します。</p> <p>現地調査及び予測、環境保全措置の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえ必要な調査を行い、適切な予測及び評価となるよう努めます。</p>
8	植物、動物、生態系	<p>事業実施想定区域内の南側に位置する平瀬緑地には、湧水を起源とする水路や池が存在し、在来種や希少種の水草が生育する良好な水辺の環境を形成しているため、環境の保全に十分配慮すること。</p> <p>また、その他の湧水が確認された場合は、希少種等が生息・生育している可能性があるため、調査地点に含めること。</p>	<p>平瀬緑地内の湧水起源の水路や池、その他の湧水に特に留意して調査を行い、在来種や希少種の水草の生育状況を把握します。</p> <p>また、湧水起源の水路や池、その他の湧水の環境の保全に十分配慮します。</p>
9	景観	<p>環境保全措置として想定している敷地内の緑化については、その内容を踏まえ、方法書以降の手續において適切な調査、予測及び評価の方法を選定すること。</p>	<p>敷地内の緑化については、準備書以降、可能な範囲で環境保全措置の内容を具体化し、その内容を踏まえた調査、予測及び評価を行います。</p>

4.2.3 関係市町村長の意見と事業者の見解

配慮書に対する松本市長の意見と事業者の見解を表 4.2.3 に、安曇野市長の意見と事業者の見解を表 4.2.4 に示す。

表 4.2.3 配慮書に対する松本市長の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
1	2.3.6 景観・文化財の状況 (1) 景観	周辺の景観と調和するよう、景観計画等を遵守されたい。(田園集落地域の景観形成基準、建築物の高さ 10m を超えるため、高さ制限の緩和について景観審議会への意見聴取と、市長の許可が必要)	周辺の景観と調和するよう、「松本市景観計画」を遵守します。
2	1.6.3 施設整備の概要	配慮書 P1-9 の表 1.6.2 に記載のある平瀬緑地の運営主体は、貴組合でなく松本市であるため、修正願いたい。	記述に誤りがありました。方法書以降では記述を改めます。
3	2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況 (4) ごみ処理に関する主な施策	配慮書 P2-72 に、第 3 次松本市環境基本計画(平成 28 年度改訂版)についての記載があるが、同計画は、経済・社会とつながりつもと環境戦略(第 4 次松本市環境基本計画)に改定済みであるため、修正願いたい。	方法書以降では、最新版を基に記述します。
4	4.2 景観 (4) 調査結果	配慮書 P4-28 に記載のある松本市都市計画マスタープランについては、令和 3 年度末に改定を予定しているため、留意されたい。	方法書以降では、改定された松本市都市計画マスタープランを参照します。

表 4.2.4 配慮書に対する安曇野市長の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
1	2.3.4 動植物の生息又は生育、植物及び生態系の状況 (1) 動物 (3) 生態系	昆虫類について、事業実施想定区域の北西側（安曇野市側）対岸に中信国際射撃場があるが、その周辺河川敷はチョウ、トンボなどの生息に比較的良好な環境である。ミヤマシジミ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）やクロツバメシジミ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）、アオハダトンボ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）などが生息すると考えられる。加えて、河川敷の砂礫地にはカワラバタ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）が生息している可能性が高い。そのため、これらの昆虫が事業実施想定区域の西から北にかけての河川敷周辺に生息している可能性がある。また、アオハダトンボなどのトンボ類や水生昆虫は平瀬緑地及び平瀬運動公園内の水路や池などで発生している可能性もあるため、現地調査時に注意する必要がある。	ご指摘いただいたミヤマシジミ、クロツバメシジミ、アオハダトンボ、カワラバタの生息可能性に十分留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。 また、平瀬緑地及び平瀬運動公園内の水路や池などの水辺にも十分留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。
2	同上	鳥類について、イカルチドリ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）やコチドリ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）などは河川敷の砂礫地で、猛禽類は高木でそれぞれ営巣する。これらの鳥類は繁殖の時期に事業の影響範囲内で営巣がないか、注意することが望ましい。	ご指摘いただいたイカルチドリ、コチドリは河川敷の砂礫地について、猛禽類は高木のある範囲について、それぞれの繁殖の時期に営巣がないか注意して調査を行います。
3	2.3.4 動植物の生息又は生育、植物及び生態系の状況 (2) 植物 (3) 生態系	植物について、事業実施想定区域に前述のクロツバメシジミの食草であるツメレンゲが生育している。このほかにも同じ水系の河川敷（安曇野市域）では、例えばカワラニガナ（安曇野市 RDB: 絶滅危惧Ⅱ類）、ケショウヤナギ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）といった河川の氾濫原に自生する絶滅危惧種が確認されており、留意いただきたい。また区域内に湧水があれば、湧水環境とともに水生植物に留意いただきたい。	ご指摘いただいたクロツバメシジミとツメレンゲについて、またカワラニガナ、ケショウヤナギと言った河川の氾濫原に自生する絶滅危惧種に十分留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。 また、区域内及び周辺の湧水の水生植物に留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。

4.3 配慮書における複数案の概要と予測・評価の結果

4.3.1 複数案について

「長野県環境影響評価技術指針」（平成10年9月28日長野県告示第476号、平成28年1月12日改正）は、配慮書の作成において、事業に係る位置・規模又は工作物の構造・配置に関する適切な複数案（以下、「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本としている。また、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成28年10月、長野県環境部）は、位置等に関する複数案の設定において、当該事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）も含めるよう努めるものとしており、複数案に含めない場合にはその理由を明らかにすることとしている。

本事業では、配慮書において位置等に関する複数案のうち「工作物の構造・配置」に関する複数案を設定した。

（1）当該事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）について

本事業は、構成市村から排出された一般廃棄物を適切に処理することを目的としており、対象となる廃棄物の処理規模から考えて、民間に処理を委託することは困難である。したがって、本事業について、ゼロ・オプションはその目的を達成できない案であるため、複数案には含めなかった。

（2）位置等に関する複数案について

1）位置に関する複数案について

事業実施想定区域の位置に関しては、建設候補地の適地選定の結果に基づいて設定しているため、複数案には含めなかった。

2）規模に関する複数案について

計画施設の規模に関しては、処理が必要となる量を安定して処理できる施設として、今後策定する基本計画の中で決定する計画であるため、複数案には含めなかった。

3）工作物の構造・配置に関する複数案について

工作物の構造に関しては、焼却施設の煙突高さを複数案に設定する場合があるが、計画施設では煙突高さを60m未満とすることを予定しているため、複数案は設定しなかった。

工作物の配置に関して、設定した事業実施想定区域の範囲の中でどの場所に工作物を配置するかを、複数案として設定した。

4.3.2 複数案の概要

(1) 複数案の設定の方針

工作物の配置に関する複数案を設定するための設定方針は、表 4.3.1 に示すとおりである。

配慮書作成の時点では、破碎処理施設やストックヤード等を併設するかどうかは決まっておらず、配置する工作物には含めていないが、これらを併設する場合には、方法書以降の環境影響評価手続きの対象とすることとした。

表 4.3.1 複数案の設定方針

項目	内容
配置する工作物の種類	配置する工作物は、現時点で建設することが決まっている計画施設（焼却施設）のみとし、破碎処理施設などのリサイクル施設は設定しない。
工作物の形状、大きさ	計画施設の形状や大きさなどは現時点で未定であるため、現焼却施設の形状や大きさを参考にして設定する。(100m×70m×39m (高さ))
工作物の配置	複数案の計画施設の配置は、現時点で具体的な案はないため、複数案で条件設定の差が大きくなるよう、事業実施想定区域内において、実現可能性のある最も離れた配置とする。 (中間の配置となった場合には、環境への影響も中間的なものとなると想定。)
煙突の位置、高さ	計画施設の煙突は、複数案で条件設定の差が大きくなるよう、各案で事業実施想定区域の境界に近い方に位置させる。高さは現焼却施設と同じ 59.5m とする。

(2) 工作物の形状、配置

1) 工作物の形状

計画施設の形状や大きさなどは現時点で未定であるため、現焼却施設の形状や大きさを参考にして設定した。設定した計画施設の形状と大きさは、図 4.3.1 に示すとおりである。

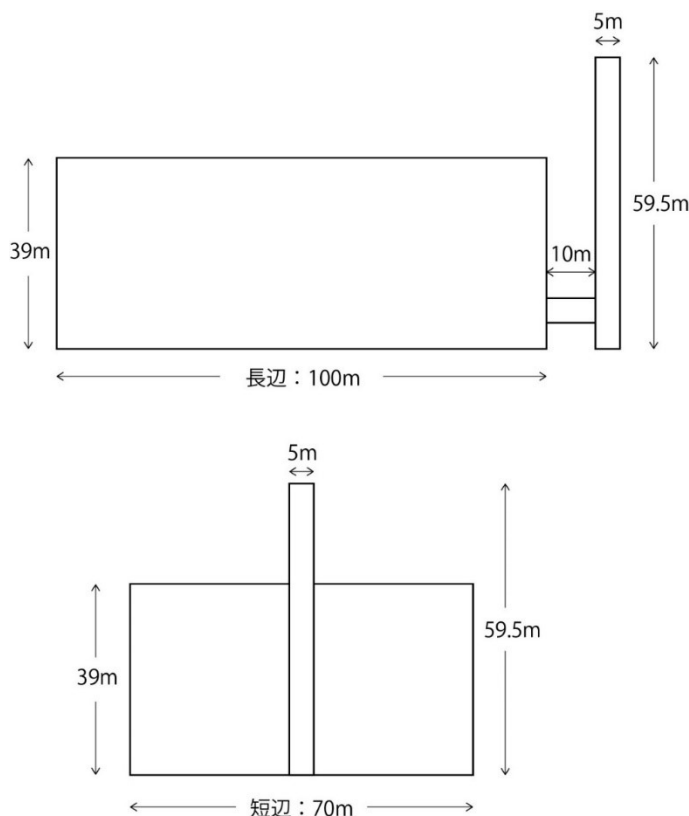


図 4.3.1 計画施設の立面図

2) 工作物の配置

工作物の配置について設定した複数案の概要は、表 4.3.2 に示すとおりである。また、複数案の配置は図 4.3.2 に示すとおりである。

表 4.3.2 設定した複数案の概要

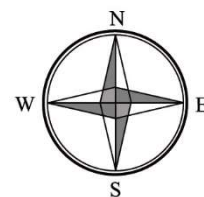
案	概要
①南側案	事業実施想定区域の南側に配置して、煙突も南側とする案。用地の広さは十分であるが、広場や公園が消失する。周辺の住宅から最も近くに存在する案となる。
②北側案	事業実施想定区域の北側に配置して、煙突も北側とする案。現在はグラウンドとして利用されている。北側の民間事業所に隣接する。
③西側案	事業実施想定区域の西側に配置して、煙突も西側とする案。現在は㈱長野県食肉公社がある。



凡例

- 事業実施想定区域
- 複数案の計画施設の配置
- 市境

図4.3.2 工作物の配置に関する複数案の設定



Scale 1/10,000
 0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3.3 環境保全の方針の検討結果

(1) 配慮書における環境影響評価結果

本事業の実施に伴い、計画段階配慮書における環境影響評価結果は、表 4.3.3 に示すとおりである。

表 4.3.3 総合評価の結果

計画の特徴		①南側案	②北側案	③西側案
		<ul style="list-style-type: none"> 計画施設を事業実施想定区域の南側に配置して、煙突も南側とする案。 ふれあい活動の場である平瀬緑地が消失するため、その代償が必要となる。 周辺の住宅から最も近くに配置することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設を事業実施想定区域の北側に配置して、煙突も北側とする案。 現在、グラウンドとして利用されていて、北側の民間事業所に隣接する配置となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設を事業実施想定区域の西側に配置して、煙突も西側とする案。 現在は(株)長野県食肉公社がある。
環境影響 評価結果	大気質	○	○	○
	景観	△	○	○

注) ○：重大な影響は生じない。環境保全措置の実施により、影響は低減できる。

△：重大な影響は生じないが、他の案と比較すると影響は大きい。環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

1) 南側案に対する評価結果

南側案は、計画施設を事業実施想定区域の南側に配置して、煙突も南側とする案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、最大着地濃度地点において全ての大気汚染物質で環境基準を満たしており、重大な影響は生じないと評価する。また環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる。景観については、南側の一般国道 147 号に近くなるため、南側からの近景、中景では圧迫感がやや増加する。重大な影響は生じないと評価するが、他の案と比較して、影響が大きいことから評価は「△」とした。できる限り南端から離すなどの環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

また、触れ合い活動の場である平瀬緑地が消失する可能性があるため、その場合は代償として新たな公園などを整備する環境保全措置が必要となる。

2) 北側案に対する評価結果

北側案は、計画施設を事業実施想定区域の北側に配置して、煙突も北側とする案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、最大着地濃度地点において大気汚染物質の寄与濃度が最も大きい。全ての項目について環境基準を十分に満たしており、重大な影響は生じないと評価する。また環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる。景観については、現焼却施設と比較して一般国道 19 号の通行車両から目立つようになるが、重大な影響ではないと評価した。環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

3) 西側案に対する評価結果

西側案は、計画施設を事業実施想定区域の西側に配置して、煙突も西側とする案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、最大着地濃度地点において大気汚染物質の寄与濃度が最も小さく、全ての項目について環境基準を満たしており、重大な影響は生じないと評価する。また環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる。景観については、現焼却施設と比較して、施設西側から南東側にかけて一般国道 147 号から目立つようになるが、重大な影響ではないと評価した。環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

(2) 計画段階における環境保全の方針

計画段階で検討すべき環境保全の方針は、表 4.3.4 に示すとおりである。

実際に採用する環境保全措置の内容は、今後、現地調査の結果や環境影響評価の予測、評価の結果を踏まえて決定していく予定である。

表 4.3.4 計画段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
大気質	<ul style="list-style-type: none">・現地調査を実施し、事業実施想定区域の周囲の大気質及び気象の状況を把握して、より詳細な影響予測及び環境保全措置について検討する。・影響予測の結果を基に、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、大気質への影響が回避・低減されるよう考慮する。・特に、環境汚染物質の発生を抑制するために、適切な排出濃度の自己規制値を設定する。
景観	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、調査・予測地点を増やすことや季節毎に予測を行うことを検討し、より詳細な影響予測及び環境保全措置について検討する。・影響予測の結果を基に、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。・特に、建物と周辺環境との調和に配慮する。

(3) 供用段階における環境保全の方針

供用段階で検討すべき環境保全の方針は、表 4.3.5 に示すとおりである。

表 4.3.5 供用段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
大気質	・排ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定及び周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を基に必要に応じて追加の環境保全措置を講じる。
景観	・建物外観の経年劣化等による景観の悪化が生じないよう、建物のメンテナンスを適切に実施する。

